

A 3 - 1 5

5	年	保	存(常)
(令和6年12月31日まで)			

F N . A 3 - 4 - 1

鹿 相 第 1 7 7 号

令 和 元 年 7 月 3 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	広 報 係	TEL	
----	-------	-----	--

鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱の一部見直しについて (通達)

鹿児島県警察シンボルマーク・マスコットについては、「鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱の制定について (通達)」(平成13年4月1日付け鹿相第10号。以下「現通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、その一部を見直し、別添「鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱」のとおり運用することとした。ただし、現通達に定められたシンボルマスコット(チェストくん)も、当分の間、並用可能なものとする。

別添

鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット要綱

第1 目的

この要綱は、適切な警察広報活動の一環として、あらゆる広報媒体を通じて警察の活動を正しく県民に伝え、その理解と協力を得るとともに、組織の理念やイメージを内外に浸透させ、警察と県民とのふれあいをより一層深めるため、鹿児島県警察シンボルマーク・マスコット（以下「シンボルマーク等」という。）を制定し、その活用方法等について必要な事項を定めるものとする。

第2 シンボルマーク等の趣旨

1 シンボルマーク

(1) 基本図形



(2) 意図

人の眼と鹿児島（KAGOSHIMA）、警察（POLICE）の文字を図案化したものである。

この眼は、「県民のために正義を貫く眼」、「県民を保護し優しく見守る眼」を表現したものである。

2 シンボルマスコット

(1) 愛称及び基本図形

ア かごパトくん



イ さくらロールちゃん



(2) 意図

鹿児島県警察の存在をより県民に鮮明にイメージさせ（直感させ）、県民が愛着を持つ（警察に対する親しみを感じる）キャラクターを図案化したものである。

愛称の「かごパトくん」及び「さくらロールちゃん」は、鹿児島県民をパトロールして守る趣旨から、鹿児島の「かご」と鹿児島県の火山である桜島の「さくら」、パトロールの「パト」と「ロール」をそれぞれ組み合わせたものである。

第3 制作基準

シンボルマーク等の制作は、別に定める「シンボルマーク等デザイン使用マニュアル」により行うものとする。

第4 活用基準

シンボルマーク等の活用基準は、次のとおりとする。

1 活用範囲

シンボルマーク等は、日常の警察活動をはじめ、防犯活動、交通安全運動等の各種行事及び県民との交流の機会において、有効かつ適切に活用するものとし、次のものに用いることができる。

(1) 広報資料

ポスター、チラシ、パンフレット、機関誌、広報紙等

(2) 事務用品

名刺、ラベル、封筒、鉛筆、定規、下敷き等

(3) 防犯・交通安全等の啓発品

ステッカー、ポケットティッシュ、うちわ、反射材、マグネットシート等

(4) 看板類

懸垂幕、横断幕、立て看板、プラカード、のぼり旗、電子掲示板等

(5) 記念品

盾、メダル等

(6) 玩具類

人形、ぬいぐるみ、ワッペン、シール、衣類、キーホルダー等

(7) 警察装備品

警察車両、警察用船舶、警察用航空機、バッジ、ネクタイピン等

(8) インターネットやマスメディアによる広報

Twitter, YouTube, Instagram, 県政広報番組等

(9) 警察に関連する物品や動画

通行証、着ぐるみ等

(10) その他本部長が認めるもの

2 活用上の留意事項

(1) 使用に当たっては、鹿児島県警察の品位を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 警告書や呼出状等、職権を行使するための文書等には使用しないこと。

第5 仕様変更等の承認

この要綱に定める以外の方法によりシンボルマーク等を制作又は活用するときは、事前に警務部広報官を経由して警務部長の承認を得ること。